

7. 情報・通信/放送分野

情報通信/放送(1)	委託放送事業の制度見直し・手続きの簡素化 【新規】
規制の現状	委託放送事項等の変更の都度、総務大臣許可を取得しなければならない。
要望内容	委託放送事項の変更手続き等の簡素化を図るべきである。
要望理由	採算のとれない番組からの撤退や新規番組の展開、放送内容の変更などを機動的に行ううえで、現行制度が妨げとなっている。 買収や合併、事業譲渡など、番組供給会社の再編などに際しても、機動的に対応することができない。
根拠法令等	放送法第52条13～28
制度の所管官庁 及び担当課	総務省衛星放送課

情報通信/放送(2)	公的個人認証サービス(JPKI)の認証用途での利用【新規】
規制の現状	<p>現在、公的機関による個人認証の仕組みとして、地方公共団体が発行する公的個人認証サービス(JPKI)があるが、当該仕組みは法律上、行政機関が電子証明書に添付された署名を検証・確認する目的でしか使用が認められていない。</p>
要望内容	<p>JPKIを認証用途として使用できるよう、法制度を整備すべきである。</p>
要望理由	<p>JPKIの利用用途を、電子署名の検証・確認だけでなく、本人認証を認めることで、インターネット上での本人確認がより厳密に行えるようになる。これにより、例えば、今後、整備が予定されている医療・保健分野における個人情報に、安全にアクセスできるようになる等、国民の誰もが利用可能なPKIの仕組みの有効活用が期待される。</p>
根拠法令等	<p>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 第19条第2項</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>総務省自治行政局自治政策課</p>

<p>情報通信/放送(3)</p>	<p>公的個人認証サービス(JPKI)における電子証明書の格納媒体の緩和 【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則第8条において、利用者署名符号及び利用者署名検証符号を記録する電磁的記録媒体は、「カード」媒体であることが規定されている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>半導体集積回路を一体として組込んだカードと同等の耐タンパ性を持つ記録媒体として、カード以外の媒体を認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>電子証明書の記録媒体をカードに限定せず、カードと同等の耐タンパ性が確保された媒体を認めることで、電子署名が必要な電子申請を行う場合でも、ICカードリーダの準備が不要となる。例えば、携帯電話に電子証明書が格納されれば、身近な情報機器を使った申請・届出等手続が可能となり、利用者にとっての利便性向上が期待できる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則第8条 認証業務及びこれに附随する業務の実施に関する技術的基準第6条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>総務省自治行政局自治政策課</p>

情報通信/放送(4)	ドクターヘリに搭載可能になった医療業務用無線・消防無線の規制の見直し【新規】
規制の現状	<p>ドクターヘリに搭載できることとなった医療業務用無線・消防無線の免許主体が都道府県であるため、各都道府県が免許申請を行うとともに、無線機をドクターヘリに搭載するための修理改造検査(ヘリの上空飛行中、ヘリに搭載された無線機と、医療機関あるいは消防機関に設置された無線機が交信しても、航空機の運航には支障がないことを確認する検査)を実施しなければならない。</p> <p>例えば、東京都でドクターヘリを運航するためには、東京都が搭載する無線の免許申請を行い、修理改造検査も実施しなければならないが、同じ無線機を搭載した同一のヘリを北海道で運航しようとする場合には、北海道が再び免許申請を行い、修理改造検査も実施しなければならない。</p>
要望内容	ドクターヘリに搭載する医療業務用無線・消防無線(携帯局)の免許主体を、運航会社とすべきである。
要望理由	<p>例えば、本社が東京都に存在するヘリの運航会社が、東京都の総合通信局で免許申請を行い、東京都での修理改造検査に合格した場合に、同一の免許で北海道での運航が可能になれば、免許申請も修理改造検査も初回以降は実施せずに済むことになり、運航会社にとっては多大なコストの削減につながる。</p> <p>さらに、ヘリの年間不稼働日数を大幅に削減することもでき、ドクターヘリの効率的な全国配備が可能となって、大規模災害発生時などにおいて支援・応援を円滑に行うことができるようになる。</p> <p>実際、医療業務用無線については、全国同一の周波数によって運用されており、どこで無線交信をするにしても使用する周波数が同一であるので、初回の検査を合格していれば問題はない。</p>
根拠法令等	厚生労働省医政指発第0801002号
制度の所管官庁及び担当課	総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課重要無線室